

2 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業は、ヨルダン・ハシェミット王国（以下、ヨルダン）のイルビド県において、「子どもたちの就学率の向上及び退学率の低下」という上位目標達成に資する活動を実施する。不就学児童や特別なニーズを有する子どもを含む学習に困難を覚える子どもたちが公立学校での就学を再開・継続できるように、モデル校として選定された4校において、重点教科（アラビア語・英語・数学）の補習授業とリファール支援の提供を行う。また、特別なニーズを有する子どもが学習環境にアクセスできるよう、バリアフリーの学校施設・教材の整備、さらに教員・スタッフのインクルーシブ教育に係わる能力強化、保護者を含む学校関係者の啓発活動を行う。また、モデル校への視察受け入れ、知見共有、周辺校関係者への能力強化を行うことで、当該地域にて特別なニーズを有する子どもを含む脆弱層の児童が教育を継続できるよう地域の能力の底上げを行う。これら実施にあたっては、事業終了後の持続性を重視し、学校運営委員会の結成及び活性化、学校運営委員会による学校運営計画の改善・計画された活動の実施を通して、事業終了後も現地団体が主体的かつ継続的に対象地域の退学リスクを抱える子どもたち、及び不就学となっている子どもたちのための就学ならびに教育継続支援体制を強化していくことができるよう配慮する。 This project will implement activities that contribute to achieving the goal of "improving children's school attendance and reducing the dropout rate" in Irbid governorates in Jordan. In order to help children with learning difficulties, including out-of-school children and children with special needs, and to resume and continue their schooling in public schools, the project will provide remedial classes in priority subjects (Arabic, English, and mathematics) and referral support in 4 schools selected as model schools. In addition, in order for children with special needs to have access to public education, barrier-free school facilities and teaching materials will be provided, and the capacity of teachers and staff in inclusive education will be strengthened, as well as awareness-raising activities for school community personnel, including parents. Also, by accepting visits to model schools, sharing knowledge, and strengthening the capacity of those involved in surrounding schools, the project will raise the level of local capacity so that vulnerable children, including those with special needs, can continue their education in the regions. In implementing these activities, the project will focus on sustainability after the completion of the project, and the local organizations will take the initiative and continue to support the schooling and education of children who are at risk of dropping out of school and those who are out of school in the target areas through the formation and activation of school management committees, improvement of school management plans by school management committees, and implementation of planned activities.
(2) 事業の必要性と背景	(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズを踏まえた事業の必要性 1. <u>ヨルダンにおける開発ニーズの背景</u> - ヨルダンは、イラク、シリア、イスラエル、パレスチナといった域内の紛争当事国・地域に囲まれるなか、中東地域の平和と安定において重要な役割を果たしている国内治安の安定した国家である。一方で、同国は主要産業の欠如や域内紛争の影響によって財政悪化が懸念される中所得国（世界銀行基準）であり、近年特に悪化している失業率は2020年第4四半期時点で24.7%となっている¹。 - また、シリア難民の最大受け入れ国の一つであるヨルダンには、人口の約15%を占める130万人以上のシリア人が生活しており²、世界でもレバノンについて2番目に対人口比の難民受け入れ人数の多い国となっている³。シリア危機10年

¹ 2020年第4四半期値 <http://dosweb.dos.gov.jo/>

² MoPIC, Jordan Response Plan for the Syria Crisis 2020-2022, July 2020, p.1

うち難民として登録されているのは66万5千人（UNHCR, Operational Data portal Refugee Situations（2021年4月30日更新）<https://data2.unhcr.org/en/situations/syria>）。

³ 同上

	目を迎える今日も難民の帰国の目途はたっており、シリア国内での一部地域での戦闘や不安定な治安、長期に及ぶ紛争の影響による生活インフラの欠如は継続しており⁴、シリア難民の約 70%が帰国を望んでいる一方で、目先 1 年以内の帰国を見込んでいる難民は 2.4%に満たず⁵、今後もヨルダンにおける難民受け入れは長期的に継続することが見込まれている。 - シリア難民受け入れ長期化に伴うヨルダン社会への負担が拡大している一方で、国際社会からのヨルダンへの支援は減少傾向にあり⁶、同国の教育を含む公的サービスの不足・質の低下等の課題が顕著になっている⁷。特に、同国に多くの難民が居住したことで従来はホストコミュニティの貧困・脆弱層にあてていた財源の一部を難民対応にあてる必要が生じるなど、難民流入に伴う負担の増加に伴い、ヨルダン政府の財政は逼迫した状況にある⁸。 2. <u>教育分野における課題・開発ニーズ</u> - ヨルダンにおける公教育は、教育改革の推進により、ヨルダン人に対しては普遍的な基礎教育を達成しており、また男女ともに期待就学年数（女性：13.4 年、男性：12.9 年）は平均就学年数（女性：9.7 年、男性：10.7 年）よりも高い水準にある⁹。一方で、2011 年のシリア危機発生以降、シリア難民児童の増加による公教育サービスの逼迫により、シリア難民児童や（搬寄せを受ける）ヨルダン人脆弱層児童の教育へのアクセス不足や教育の質低下が課題となっている¹⁰。 - 教育を含む人材育成全般に関連する国の戦略指針（National Human Resource Development Strategy）では「難民への教育」がテーマとして掲げられており、これに沿う形で、ヨルダン教育省による教育戦略計画（2018-2022）においても、「アクセスと公平性」の分野で（特にシリア危機を背景とする）「すべての難民の男子・女子児童生徒が幼児・初等・中等教育を受けられるようにする」方針を明記している¹¹。 - ヨルダン政府は学齢期のシリア難民の学習機会へのアクセスを向上させるため、2013-2014 年度には 460 校であった二部制の学校を 2016-17 年度に 708 校まで拡大し、ヨルダン全土で 362,581 人の子どもが二部制の学校に通っている¹²。然し、難民受け入れ開始初期の段階から、児童数の増加に公立学校のキャパシティが追いついておらず、一教室あたりの児童数の急増や、それに伴う一教員あたりの担当児童数の増加、学習時間の短縮、カリキュラムの凝縮等により学習環境は悪化している¹³。また、受け入れ児童数が急速かつ継続的に増加している状況において、研修を受けていない教員を採用せざるを得ないことによる質の低い指導が問題となり、必要なサポートを得られず退学を選ばざるを得ない難民・ヨルダン人児童が増加している¹⁴。UNICEF の報告によると、公教育を受ける 6～15 歳の子どものうち、約 4 万人が本来の学年より 2 学年下のレベルで学んでおり、学習の遅れや学力の低下に起因する「退学のリスクを抱えている」状態にある¹⁵。 - 退学リスクを抱える子どもたちが増加する一方で、既に不就学となっている脆弱層の子どもたちの復学・学習継続支援もまた喫緊の課題である。特に、障がいを持つ子どもの就学率は極めて低く、ヨルダンにおいて障がいを持つ子ども
--	---

4 UNHCR, Intentions Survey Overview, November 2018, p.2

5 UNHCR, Sixth Regional Survey on SYRIAN REFUGEES' PERCEPTIONS & INTENTIONS ON RETURN TO SYRIA <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/85739>, 26 March, 2021, p.4

6 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000497951.pdf#page=190>

7 <https://www.jica.go.jp/jordan/office/others/situation.html>

8 MoPIC, Jordan Response Plan for the Syria Crisis 2020-2022, July 2020, p.1

9 UNICEF, Geographic Multidimensional Vulnerability analysis – Jordan, February 2020, p.28

10 Ministry of Education, Education Strategic Plan 2018-2022(2018), p.3

11 同上, p.10

12 Ministry of Education, Education Strategic Plan 2018-2022(2018), p.7

http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/Amman/pdf/ESP_English.pdf

13 Kids Rights, The Widening Education Gap for Syrian Refugee Children, March 2018, p.14

14 UNICEF Jordan, Running on Empty II A longitudinal welfare study of Syrian refugee children residing in Jordan's host communities, March 2017, p.21

15 UNICEF, Jordan Country Report on Out-of-School Children, December 2020, p.38

	もの 79%は不就学状態にある¹⁶。政府は 3 年以上の長期不就学児童と 3 年以下の短期不就学児童に対してそれぞれ学習継続支援、復学支援を行っているが、上述のような背景のもと、経済的及び人的資源が不十分となっている。 ・ 現在、公立学校の約 96%は障がいを持った子どもを支援する設備が整っていない状況にある¹⁷。教育省は、前出の教育戦略計画（2018-2022）における「アクセスと公平性」の分野で「インクルーシブ教育・特別支援教育」を掲げ、難民も含めた全ての障がい児児童に開かれた学校環境（特に、特別支援教室と呼ばれる多様な障がいに対応した学習教室、車いす用のスロープやトイレなど）をより多くの学校で整備する必要性を認識しているものの、財政難のために整備が進んでいない。また、ヨルダンの公立学校において障がいを持った子どもに対する教育機会を提供するためには、専門性を持った教員の補填、さらに、ヨルダン社会に根強い、障がいを持った子どもに対する教育の意義をないがしろにする偏見を考慮すると、一般教員や保護者がインクルーシブな教育の意義について理解を深める必要もあるとされている¹⁸。 3. 過去の JPF 事業からの学び ・ ワールド・ビジョン日本事務所（以下、WVJ）は 2014 年以降、シリア危機に対応する緊急人道支援として、イルビド県、ザルカ県における小学生を対象にした補習授業・レクリエーションを通じた学力向上・退学の予防・学習環境改善事業を行った（2014 年 4 月～2021 年 6 月）。今般、シリア危機から 10 年目を迎えるにあたり、緊急人道支援から開発支援へのシフトを検討する中で、下記の点を考慮した脆弱層の抱えるニーズへのより包括的なアプローチ、及び、現地政府・団体と協働した長期的な教育支援体制の強化が重要であると考えている。 ● 難民受け入れによる一次的な問題（難民児童受け入れ校における子どもの退学リスク軽減）のみならず、難民受け入れに伴う二次的な影響（経済的資源の逼迫に伴う、既に不就学となっている脆弱層・障がいを持った子どもへの十分な行政支援の欠如）も視野に入れた、より多くの脆弱層の子どもに対象を拡大する。 ● 不就学の子ども、特に、障がいを持った子どもの大半が学校教育のシステムから排除されている事実を鑑み、障がい児児童の就学を支援する。不就学の子どもや障がいを持った子どもは、就学した後も、学習継続のために追加的サポートを必要とする可能性が高いことを考慮して、補習授業を通じた学習継続のための支援を行うことが理想的である。 ● 上述の支援を、（保護者や学校運営者も含めた）学校を取り巻くコミュニティ全体を巻き込んだ長期的な支援体制強化につながる形で実施する。 （イ）申請事業の内容（事業地、事業内容）となった理由 1. 対象地における脆弱層の子どもたちに係るニーズ ・ イルビド県は、ワールド・ビジョン・シリア危機対応事務所（以下 WWSRO）と教育省との話し合いのもとに選定されており、ヨルダン国内でも特に脆弱層の子どもたちの就学・学習継続支援のニーズが高い地域である。イルビド県内の初等教育（中等教育までである学校も含む）学校数は、716 校である。
--	--

¹⁶ UNICEF, Jordan Country Report on Out-of-School Children, December 2020, p.86

但し、上記ユニセフのレポートを含む複数の調査が、同国の障がいをもった子どもの教育アクセスに係るデータ不足・不備やばらつきを指摘しており、詳細の数値は明確でない。例えば下記のレポートによると、「適切な教育を受ける障がいを持った子ども」の割合はわずか 3%のみとも報告されている。Inclusive Futures & Institute of Development Studies, Disability Inclusive Development Jordan Situational Analysis, June 2020, p.19

¹⁷ Ministry of Education, Education Strategic Plan 2018-2022(2018), p.34

なお、WV による聞き取りによると、教育省はこれまで特別なニーズを有する子どもに特化した教育サービスを提供する方針を進めてきたが、国際的な潮流に伴い、障がいをもつ子どもが一般の公教育システムにアクセスができるようにするインクルーシブ教育を推進する方針に転換を図っており、公立学校におけるバリアフリーな環境に整えるニーズが高まっている（参照：Ministry of Education, The 10-Year Strategy for Inclusive Education, p.10）。

¹⁸ Thompson S. 2020. Jordan Situational Analysis. Disability Inclusive Development. p.16

- ・ イルビド県は、シリア国境に接し、人口に占めるシリア難民の割合が約 20%と、国内でも特にシリア難民流入による影響が大きい地域である¹⁹。(ア) 2. に詳述の通り、受け入れ児童数の急激な増加に伴う学習環境の悪化が著しく、これまで、WVJ は WVSRO と協力の上、イルビド県において難民の多い学校に焦点を当てて補習授業支援を実施してきたが、同県における教育支援ニーズが依然として高いことについては教育セクターワーキンググループでの共有や教育省との協議を通じて確認している（ジャパン・プラットフォームからの支援は 2021 年 6 月で終了）。
- ・ イルビド県は、人口に占める障がい者の割合が 12.1%と国内で最も高い県であるが²⁰、同県においては（本事業で整備を検討している）特別支援教室を有している公立校の割合は 1%と国内でも最低レベルであり、特別なニーズを有する子どもたちへの教育支援が全く足りていない。さらに不就学及び退学のリスクを抱える子どもの割合も高く²¹、脆弱層の子どもたちに向けた就学・学習継続支援ニーズは高い。
- ・ 児童数の急増や財政難に伴う学校インフラの老朽化、未整備もまた課題となっており、教室等設備の修繕が必要となっている²²（補習授業実施にあたっては、基本的に空き教室を利用することを想定しているが、空き教室は、長期に渡って放置されていることが多いため、壁紙が剥がれていたり、ドアが壊れていたり、床から釘が出ているなど、子どもにとって安全で快適な学習環境でないケースが殆どとなっている）。本事業では、子どもが尊厳を感じ、安心して学べる学習環境の整備は、脆弱層の子どもたちへの平等な教育アクセスを促進するために重要な要素であるとの認識から修繕を予定している。



図 1 : 支援対象地のイルビド県 (Irbid)

¹⁹ 各県の人口に占めるシリア難民の割合を示すデータについては、下記ワーキングペーパー参照

Economic Research Forum, The Number and Characteristics of Syrians in Jordan: A Multi-Source Analysis, 2019, p.24
<https://erf.org.eg/publications/the-number-and-characteristics-of-syrians-in-jordan-a-multi-source-analysis/>

シリア難民のヨルダン国内人口分布については下記サイト参照

UNHCR、<https://data2.unhcr.org/en/situations/syria/location/36>

²⁰ 最新のヨルダン国勢調査 (2015) より、教育省からの情報

²¹ イルビド県の初等教育の不就学率は 4.8% (全国平均 : 4.69%)、中等教育の不就学率は 9.2% (全国平均 : 8.87%)、退学リスクを抱える子どもの割合は初等教育で 1.63% (全国平均 : 1.94%)、中等教育で 2.93% (2.79%) である。

²² Ministry of Education, Education Strategic Plan 2018-2022(2018), p.6

なお、ヨルダン教育省の建築部門担当者によると、統計データはないものの、参考地として、ヨルダン全土の約 5 分の一の公立校が学校インフラの補修ニーズを有している。

本事業は、上記の通り、脆弱層の子どもたちの就学・学習継続状況が国内で最も危険にさらされている地域の一つであるイルビド県の教育支援体制を包括的に改善し、事業対象地における「子どもたちの就学率の向上及び退学率の低下」という上位目標達成に資することを目指す。なお、前述の通り、WVJ はアンマンにある WWSRO と協力し、ヨルダン北部にて補習授業支援事業を過去 7 年にわたり実施してきており（2014 年 4 月-2021 年 6 月）、この先行事業で得た知見を本事業においても十分に活用する。また WWSRO はヨルダンにおいて約 10 万人のシリア難民及び脆弱なヨルダン人に向けた教育、就業、水衛生、保護分野での支援を長年にわたって実施しており、その過程で築いてきた現地政府・関係者との緊密な信頼関係を土台として、またさらに発展しつつ事業を展開していく予定である。

●「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連性

本事業は、以下の開発目標およびターゲットに沿った内容である。

目標 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

4.1 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする。

4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する

10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

●OECDweb サイト各政策目標との合致

ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災
0:目標外	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外
栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）	砂漠化
0:目標外	2:主要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外

●外務省の国別開発協力方針との関連性

「対ヨルダン・ハシェミット王国 国別開発協力方針」（平成 29 年 7 月）では、3 つの重点分野（中目標）の一つとして「(3) 地域の安定化」を挙げ、「シリア等からの難民受入に伴い重い負担が生じている教育や保健医療、水衛生等の社会サービス全般におけるヨルダン社会の負担の軽減等に資する支援を行う」と明記してい

	る。また、本事業は障がいを持った児童を対象とすることから、もう一つの重点分野である「(2) 貧困削減・社会格差の是正」に記載のある「社会的弱者（障がい者、女性、難民等）のエンパワメント」にも貢献することを目指している。 ●「T I C A D V IおよびT I C A D 7における我が国取組」との関連性 本事業は該当しない。														
(3) 上位目標	イルビド県における低学力児童、不就学児童、難民、障がいを持つ子どもを含む脆弱層の子どもたちの就学率の向上および退学率の低下に寄与する。														
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	事業期間中（3年間）の目標 イルビド県における低学力児童、不就学児童、難民、障がいを持つ子どもを含む脆弱層の子どもたちが初等・中等教育に平等にアクセスし、学習を継続するための支援体制が強化される。 今期事業（1年次）の目標 イルビド県の対象4校にて、インクルーシブな補習教育施設の整備・教職員への啓発研修・学校運営委員会の立ち上げにより、低学力児童、不就学児童、難民、障がいを持つ子どもを含む脆弱層の子どもたちが平等にアクセスできる学習環境の基盤を整備する。														
(5) 活動内容	本事業はイルビド県にて脆弱層を取り残さない就学環境の整備・強化を目的とし、3年間にわたり実施する活動の第1年次である。本事業3年間の活動内容は以下の通り。 <本事業ポンチ絵> プロジェクト目標：脆弱層の子どもたちの学習継続支援（就学率向上・退学率低下）体制の強化 モデル校（4校） <table border="1"> <thead> <tr> <th><主な活動内容></th> <th><期待する結果></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・補習授業 ・リファーマル支援 ・保護者への啓発研修 (成果1)</td> <td>低学力児童・不就学児童・難民・障がい児の退学率の低下</td> </tr> <tr> <td>・特別支援教育施設 ・インクルーシブ教育研修 (成果2)</td> <td>障がい児の入学</td> </tr> <tr> <td>学校運営委員会 (成果3)</td> <td>脆弱層に焦点を当てた持続的 school 運営</td> </tr> </tbody> </table> 提携周辺校（8校） <table border="1"> <thead> <tr> <th><主な活動内容></th> <th><期待する結果></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・特別支援教育施設 ・インクルーシブ教育研修 (成果2)</td> <td>障がい児の入学・学習継続</td> </tr> <tr> <td>モデル校との提携視察及び知見共有・意見交換会 (成果3)</td> <td>モデル校への視察、知見共有・意見交換を定期的に行い周辺校の能力・学校運営システム強化、長期にわたる連携関係の構築をはかる</td> </tr> </tbody> </table> ※ 事業地において、特に障がい児への教育支援が欠如していることから、周辺校においては障がい児童の教育アクセス改善に焦点を当てている <本事業タイムライン>	<主な活動内容>	<期待する結果>	・補習授業 ・リファーマル支援 ・保護者への啓発研修 (成果1)	低学力児童・不就学児童・難民・障がい児の退学率の低下	・特別支援教育施設 ・インクルーシブ教育研修 (成果2)	障がい児の入学	学校運営委員会 (成果3)	脆弱層に焦点を当てた持続的 school 運営	<主な活動内容>	<期待する結果>	・特別支援教育施設 ・インクルーシブ教育研修 (成果2)	障がい児の入学・学習継続	モデル校との提携視察及び知見共有・意見交換会 (成果3)	モデル校への視察、知見共有・意見交換を定期的に行い周辺校の能力・学校運営システム強化、長期にわたる連携関係の構築をはかる
<主な活動内容>	<期待する結果>														
・補習授業 ・リファーマル支援 ・保護者への啓発研修 (成果1)	低学力児童・不就学児童・難民・障がい児の退学率の低下														
・特別支援教育施設 ・インクルーシブ教育研修 (成果2)	障がい児の入学														
学校運営委員会 (成果3)	脆弱層に焦点を当てた持続的 school 運営														
<主な活動内容>	<期待する結果>														
・特別支援教育施設 ・インクルーシブ教育研修 (成果2)	障がい児の入学・学習継続														
モデル校との提携視察及び知見共有・意見交換会 (成果3)	モデル校への視察、知見共有・意見交換を定期的に行い周辺校の能力・学校運営システム強化、長期にわたる連携関係の構築をはかる														

	1 年目	2 年目	3 年目
補習授業	◆施設修繕 ●教員研修	●	●
リファーマル支援	●	●	●
保護者への啓発研修		●	●
特別支援教育	◆施設整備 ●インクルーシブ教育研修		
学校運営委員会	●立ち上げ・計画 ●定例会	●計画実施 ●定例会 ●知見共有	●計画実施 ●定例会 ●知見共有

◆ハード要素 ●研修・ワークショップ等

【成果 1：低学力児童、不就学児童、難民を含む脆弱層が公教育にアクセスし、継続するためのサービスが提供される】

1.1 対象校において補習授業が提供される環境が整えられる

1.1.1 補習教育を提供する教員・カウンセラーの選定・研修（1 年次）

教育省・教育局²³と協議の上、以下選考基準に沿って対象 4 校を選定する²⁴。対象校は、（ヨルダンの教育システム上一般的な）初等・中等教育を合併した 7-15 歳を対象とした学校を選定予定である。なお、WVJ の過去事業と重複のない対象校を前提とする。

- ❖ 障がい児童の割合
- ❖ 難民児童の割合
- ❖ 学区での不就学児童の割合
- ❖ 特別支援教室のためのスペースを有しているが特別支援教室の整備が不十分となっている学校を優先（本事業によって受益する学校数を増やす観点より）
- ❖ 他支援機関による支援が無い学校を優先
- ❖ 地域のインクルーシブモデル校となる学校側の意向のある学校を優先

選定された対象校にて、補習教育に参加する教員・カウンセラーを教育局・校長と協議の上で選定し、以下の通り研修を行う（一校当たりの目安：教員 6 名、補助教員 3 名、カウンセラー 2 名、計 11 名。ただし学校の規模等による）。

- 期間：7 日（7 時間/日）
- 講師：ワールド・ビジョン（以下、WV）の教育・子どもの保護コーディネーター
- 内容：補習授業の授業計画・実施・評価、子ども中心の教授法、効果的な教室運営（ポジティブディシプリン）、子どもの保護、リファーマル等

【コロナ感染状況に応じた対応案】

オンラインでの実施（ただし、研修については可能な限り対面での実施可能性を検討する）

1.1.2 補習教育施設の整備（1 年次）

補習授業を提供するための対象校（4 校）における教室（各校 3 教室）をニーズアセスメントに応じて修繕する（電気の整備、壁の補整、空調の整備等）。教員が補習授業を提供するための机・椅子、ホワイトボード、視覚教

²³ 教育省は国レベルの教育を管轄しており、教育局は県レベルの教育を管轄している

²⁴ 各基準について、「割合」については、特定の数値を満たす場合に選定すると規定しているわけではなく、各基準に関して相対的にニーズの大きい学校を選択する。

材（そろばん等）を整備する。

1.2 対象校において補習授業が提供される

1.2.1 対象児童の選定（1～3 年次）

補習授業の定員は1クラス15人、1校あたり180人とする（全12の補習授業グループを組む想定）。対象校における成績リストを入手し、国籍に関わらず低学力児童より選定する。不就学児童については、教育局及び人道調整ワーキンググループよりリストを入手し、補助教員が家庭訪問の上で公立学校への再入学が決定した児童を補習教育の対象とする。対象児童の補習授業の中断に備えて、定員の1.2倍（216人）を候補リストに確保する。

1.2.2 対象児童への補習授業の提供（2～3 年次）

対象児童が基礎科目における学習のつまづきを克服し、着実に学力を伸ばせるように、各児童の学習進度に合わせたきめ細かな指導を提供する。選定する対象校の授業運営に合わせて、平日の公立学校の授業の前後の時間帯に補習授業を提供する。補習授業は1教科1時間（休憩15分）、基礎3教科（アラビア語、算数、英語）で計3時間を想定している。補習教育であるため、授業は教育省のカリキュラムに沿った内容となる。補習授業への参加を促すため、遠方に居住し補習授業に参加することで帰宅が遅くなる等、通学上の懸念がある児童に対して通学バスを、また全対象児童に軽食²⁵・学用品の提供を行う。²⁶

【コロナ感染状況に応じた対応案】

オンラインでの実施（過去事業において、オンラインでの補習授業実施経験有。ただし、効果の最大化の観点より、可能な限り対面での実施の可能性を検討する）

1.3 対象児童への就学支援環境が改善する

1.3.1 対象児童へのリファール支援の提供（1～3 年次）

公立学校に所属する2名のカウンセラーに補習授業に参加してもらい、補習授業内で課題のある児童や不就学児への継続した個別支援を行う。いじめや虐待の疑いがある等の課題を抱える子どもに対しては、WVの子どもの保護コーディネーター、学校運営委員会、保護者と連携して情報共有のうえ課題解決に取り組む。

【コロナ感染状況に応じた対応案】

オンラインでの実施を検討

1.3.2 保護者への啓発研修セッションの実施（2～3 年次）

保護者に対して啓発研修を実施し、教育継続の重要性、家庭での学習サポート、子どもとの接し方・コミュニケーション方法、学校や地域での児童の安全についての意識向上を目指す。啓発研修にはコミュニティのリーダーも招待し、保護者の理解促進や地域での児童の安全意識向上を促す。啓発研修は学校にて行い、1回あたり1.5時間、年5回を計画している（研修内容については、毎回異なる内容を想定）。

【コロナ感染状況に応じた対応案】

オンラインでの実施を検討

²⁵ 補習授業を受ける学生は、基本的に全員が通常授業に加えて3時間（3教科分）の補習授業を受講するため、軽食が提供されない場合、通常授業と合わせて合計6～7時間以上の間、食事なしで学習をするプログラムとなってしまう。また、脆弱層の子どもたちの多くは元より経済的な事情から十分な食事に恵まれていないケースも多いことが過去の補習授業事業から確認されており、子どもたちへの包括的かつ効果的な学習継続支援の観点から、補習授業実施にあたって軽食を取り入れている。

²⁶ 弊団体のヨルダンでのJPF事業実施経験、並びに同国における他団体のN連事業経験から伝え聞いているタイムラインをもとにすると、現地政府承認（及び教育省とのMOU締結）に少なくとも5か月程度を要するものと思われる。このため、N連事業の1年次は、補習授業開始のための補習教室他のハード整備、先生の研修を含めて2年次以降の補習授業実施のための土台形成期間という建付けとしている。

【成果2：障がいを持つ子どもが公教育にアクセスし、継続するための環境が整備される】

2.1 障がいを持つ対象児童のための学校環境が整備される

2.1.1 対象校における施設・設備の整備（1年次）

障がいを持つ児童の学習環境改善のため、イルビド県における補習授業の対象校4校、さらにその周辺にてニーズの高い8校において特別支援教室を整備し、教育省の要請及び同国教育戦略計画における特別支援教室の整備目標の実現に寄与する。各校でのニーズアセスメントならびに教育局との協議に応じて特別支援教室、そして車いす用スロープ、多目的トイレなどの設備を修繕・整備する。特別支援教室については、教育省の特別支援教室の基準に沿って、学校にて受け入れ可能な多様な障がいに対応する学習環境が整備された教室を想定している。なお、特別支援教室の整備後は、教育省の担当者によって先述の基準に沿っているか確認が行われる予定である。なお、教員によるハイブリット授業環境整備、ならびにカウンセラーがリファール支援用に使用するための固定資産（ノートパソコン）等については、事業終了後は教育省に移譲され、学校を通じて管理される旨を覚書にて合意する予定である。

2.2 障がいを持つ対象児童への就学支援環境が整備される

2.2.1 教員・特別支援教員・カウンセラーのインクルーシブ教育研修（1年次）

1- 教員・特別支援教員・カウンセラーへのインクルーシブ教育研修①

特別支援教室を整備した全12校（モデル4校＋周辺校8校）において、教員研修を行う。

- 期間：8日（7時間/日）
- 講師：インクルーシブ教育専門家、WVSR0の教育・子どもの保護コーディネーター（講師には、準備・レポーティングも含めて9日間従事することを依頼）
- 対象：【モデル4校：68名】校長（1人×4校）・補習授業教員（9人×4校）・特別支援教員（1人×4校）・カウンセラー（2人×4校）・その他重要ポストにある教員（4人×4校）、【周辺8校：72名】校長（1人×8校）・特別支援教員（1人×8校）・カウンセラー（2人×8校）・その他重要ポストにある教員（5人×8校）（全140名）

- 内容：インクルーシブ教育とは、障がいの種類・見分け方、障がい児への学習支援・コミュニケーション等

2- 補習授業に関わる特別支援教員・カウンセラーへのインクルーシブ教育強化研修（モデル4校）②

- 期間：2日（7時間/日）
- 講師：インクルーシブ教育専門家、WVSR0の教育・子どもの保護コーディネーター（講師には、準備・レポーティングも含めて3日間従事することを依頼）
- 対象：【モデル4校：24名】特別支援教員・補助教員・カウンセラー（計6人×4校）
- 内容：リファールルの方法、当該地域における専門機関、障がい児への学習支援・コミュニケーション方法

【コロナ感染状況に応じた対応案】

オンラインでの実施（ただし、可能な限り対面での実施可能性を検討する）

2.2.2 対象校の教職員への啓発研修セッションの実施（1～3年次）

モデル4校の教職員（校長、補習教育に参加しない教員、スタッフ）に対して障がい児への配慮に関する啓発研修を実施し、対象校にて障がい児への偏見を低減し、サポート環境を強化する。年1回の実施。研修内容は以下を予定している。

	・ インクルーシブ教育とは ・ 障がいの見分け方とリファール ・ 障がいを持つ児童と保護者とのコミュニケーション方法 ・ 障がいを持つ児童との関わり方 【コロナ感染状況に応じた対応案】 オンラインでの実施（ただし、可能な限り対面での実施可能性を検討する） 2.2.3 障がいを持った対象児童へのリファール支援の提供（1～3 年次） 障がいを持たない不就学児と同様（活動 1.3.1 参照）に、カウンセラーが特別支援教員のサポートを受けながら支援計画に沿って個別支援を提供する。特に障がいを持つ児童の保護者とは密にコミュニケーションを行うことで、障がいを持つ子どもを学校に送ることへの不安や自らの家族や子どもへの偏見を低減し、障がいを持つ児童が継続的に補習授業や学校に通うことができるよう配慮する。 【コロナ感染状況に応じた対応案】 オンラインでの実施を検討 2.2.4 保護者へのインクルーシブ教育に係る啓発研修セッションの実施（2～3 年次） 活動 1.3.2 で実施される全保護者に対しての啓発研修の実施時に、障がいに対する偏見をなくし、障がい児がいじめ等なく補習授業に参加できるようにするための啓発研修を行う。 【コロナ感染状況に応じた対応案】 オンラインでの実施を検討 2.3 障がいを持つ対象児童への補習授業が提供される 2.3.1 対象児童の選定（1～2 年次） 活動 1.2.1 にある対象児童の選定時に、全体の二割（各地域の障がい児の対人口比を反映）を目安に障がいを持つ児童を選定する。前提として、施設の整備や特別支援教員のサポートによって通学・学習が可能な種類・度合いの障がいを想定しており、教育省公認のクリニックが学校入学の可否を個別に判断する²⁷。障がい児の選定にあたって、不就学の障がい児については障がい者の権利評議会（Higher Council for the Rights of Persons with Disabilities）及び教育局よりリストを入手し補助教員が家庭訪問、または障がい児が通所するリハビリテーションセンターを訪問し、通学に必要な支援の程度・種類を確認した上で、家族・教育局と相談の上で学校入学可否の判断を行う。既に学校に通っている障がい児については、カウンセラー・教員が、特別支援教員とアセスメントの上、補習教育への参加を含む支援計画を策定する。 【コロナ感染状況に応じた対応案】 オンラインでの実施 2.3.2 対象児童への補習授業の提供（2～3 年次） 活動 1.2.2 にある補習授業実施にあたり、2.3.1 で選定された児童が補習授業に参加できるよう、特別支援教員が、クラスの障がい児の特性に応じた授業計画や教材の開発・準備を教員とともに進める。補習授業のモニタリングを行い、必要に応じて授業に参加し、教員をサポートする。 【コロナ感染状況に応じた対応案】 オンラインでの実施（ただし、可能な限り対面での実施可能性を検討する）
--	---

²⁷ 障がいの種類は、知的、肢体不自由、弱視、難聴、言語、自閉症、学習分野における障がい等を想定している。但し、これは全ての種類の障がい児を必ず受け入れるということではなく、入学ならびに補習授業受講を提供する児童の障がいの種類については、教育省公認クリニックの診断等に従って個別に判断される。

【成果3：低学力児童、不就学児童、難民、障がいを持つ子どもを含む全ての児童に配慮した学校運営体制が強化され、対象地域にて知見が共有される】

3.1 対象校における学校運営委員会が脆弱層の子どもに対する就学支援強化をリードする

3.1.1 学校運営委員会の立ち上げ・研修（1年次）

公立学校に既設の学校運営委員会（校長・教員・保護者等により成る。但し、運営委員会を実施するイニシアチブの不足、委員会の実施意義の認識欠如などにより、必ずしも活発に運営されているわけではない）を活性化したうえで、補習に参加する教員・カウンセラー・特別支援教員、または補習に参加する児童を委員会に加えることで、学校運営・体制に脆弱層の意見が反映されることを目指す（例；後述の学校改善計画における活動案の提案等）。学校運営委員会に対しても、インクルーシブ教育に関する研修（7時間×1日）を行う。

【コロナ感染状況に応じた対応案】
オンラインでの実施

3.1.2 定例会の開催（1～3年次）

活動3.1.1で立ち上げ・研修を行う学校運営委員会において、WVも参加する月1回の定例会の開催を促進する。定例会では、インクルーシブな学校環境の促進のため、学校改善計画の見直しや策定、計画の進捗や課題の共有などを行うことを想定している。

【コロナ感染状況に応じた対応案】
オンラインでの実施

3.2 学校運営委員会による学校改善計画が見直され、計画に沿った活動が実施される

3.2.1 学校運営委員会による学校改善計画の見直し（1～3年次）

学校運営委員会がインクルーシブな学校環境を促進するため、定例会にて、公立学校の学校改善計画（各学校が自主性向上及び地域に根差した学校改善を進める観点から作成する改善計画）の見直しを行い、各学校の状況に応じたインクルーシブな学校改善計画を準備する。WVも計画の見直しに参加し、脆弱層を取り込む活動が盛り込まれていることを確認する。計画の見直しは1年次に行い、2～3年次に計画を遂行する中で、適宜修正を行う。

【コロナ感染状況に応じた対応案】
オンラインでの実施

3.2.2 学校改善計画に沿った各種活動の実施（2～3年次）

活動3.2.1で準備したインクルーシブな学校改善計画に沿って、学校運営委員会を中心に学校活動を遂行する。具体例として、障がい児、不就学児、難民等すべての児童が参加し、お互いをより知り合う機会となるスポーツ大会・学芸会、また啓発イベント等の実施や、退学リスクの高い脆弱層への学習支援等を想定している。学校運営委員会の活動については、進捗や課題等を適宜教育局に報告するなど、教育局側の協力を仰ぎつつ、学校、教育局と密に情報共有しつつ実施する。WVのスタッフが経験に基づき、各学校の状況に沿った学校主体の活動実施をサポートする。

【コロナ感染状況に応じた対応案】

可能な範囲でのオンラインでの実施を検討

3.3 モデル校（対象校）での活動が教育局並びに周辺校と共有される

脆弱層を取りこぼさない補習教育・学校運営を実施する各モデル校に対し、活動2.1.1にて特別支援教室を整備する周辺校2校ずつを提携校としてマッチングし（モデル校1校×周辺校2校＝提携校3校×4グループ）、教育局や周辺校の校長・教職員をモデル校に招いて、定期的に視察・知見共有の取

り組みを以下の通り行い、対象地域におけるインクルーシブ教育の実施能力の底上げと持続性の担保を目指す。

3.3.1 モデル校における視察受入れ及び提携校との知見共有・意見交換会の実施（2～3 年次）

2～3 年次に、モデル校は教育局と提携した 2 校のリーダーならびに教職員を特別支援教室、学校施設、補習教室、そして学校運営委員会の視察に定期的（2 ヶ月に 1 回）受け入れ、視察前後に知見共有・意見交換会を行うことで、提携校のインクルーシブ教育の視点を取り入れた学校運営の改善や能力強化を、具体例を用いて行う。WV も本活動に参加し、知見共有・意見交換のファシリテーションや能力強化に必要な情報提供等を行うことで提携校間の連携や共有される情報の質を担保する。

【コロナ感染状況に応じた対応案】
オンラインでの実施

ひ益人口（※この欄に直接ひ益人口と間接ひ益人口を記してください。）

直接裨益人口：2,052 人

- 研修を受講し、補習教育サービスを提供するモデル校の教員・カウンセラー：44 人（活動 1.1、1.2）
内訳：教員 24 人（6 人×4 校）、補助教員 12 人（3 人×4 校）、カウンセラー 8 人（2 人×4 校）
- インクルーシブ教育研修を受講する校長・特別支援教員：96 人（活動 2.2）
内訳：校長 12 人（モデル校 1 人×4 校、周辺校 1 人×8 校）、特別支援教員 12 人（モデル校 1 人×4 校、周辺校 1 人×8 校）、カウンセラー 16 人（周辺校 2 人×8 校）、その他教員 56 人（モデル校 4 人×4 校、周辺校 5 人×8 校）
- 補習授業・リファーマルサービスを受ける低学力・不就学・障がいを持つ子ども：720 人（活動 1.2、1.3、2.2、2.3）
内訳：退学リスクを抱える子ども 636 人（159 人×4 校）、不就学の子ども 48 人（12 人×4 校）、障がいを持つ子ども 36 人（9 人×4 校）
- 事業で整備した特別支援教室（周辺校）に通う障がいを持つ子ども：40 人（活動 2.1）
内訳：5 人×8 校＝40 人
- 研修啓発を受ける保護者・コミュニティ代表者：800 人（活動 1.3、2.2）
- 研修啓発を受けるモデル校の教職員：264 人（活動 2.2）
内訳：66 人×4 校＝264 人
- 学校運営委員会：48 人（活動 3.1）²⁸
内訳：委員会メンバー 48 人（12 人×4 校）
- モデル校と提携し知見移譲を受ける周辺校の関係者：40 人（活動 3.3）²⁹
内訳：周辺校の関係者 40 人（5 人×8 校）

間接裨益人口：7,080 人（※上記直接裨益人口を含む。）

- モデル校 4 校に通う児童：計 1,200 人
内訳：児童約 1,200 人（300 人×4 校）
- モデル校 4 校に通う児童の保護者：計 2,400 人
- モデル校 4 校で勤務する教員：計 360 人
内訳：教員約 360 人（90 人×4 校）
- モデル校の周辺校に通う児童及び教員：計 3,120 人
内訳：児童約 2,400 人（300 人×8 校）、教員約 720 人（90 人×8 校）

²⁸ 状況によってはインクルーシブ教育研修受講者と一部重複する可能性がある。参加者はニーズ調査後に確定する。

²⁹ 状況によってはインクルーシブ教育研修受講者と一部重複する可能性がある。参加者はニーズ調査後に確定する。

(6) 期待される成果と成果を測る指標	【成果1：低学力児童、不就学児童、難民を含む脆弱層が公教育にアクセス・継続するためのサービスが提供され、基礎学力が向上する】 <u>1.1 対象校において補習授業が提供される環境が整えられる</u> 1.1.1 補習教育を提供する教員・カウンセラーの選定・研修（1年次） ❖ 研修に80%以上参加した教員・カウンセラーの人数（全員） 1.1.2 補習教育施設の整備（1年次） ❖ 建設・修繕され、教育省の定める学校教室の基準を満たす補習授業教室を有する学校の数（4校中4校） <u>1.2 対象校において補習授業が提供される</u> 1.2.1 対象児童の選定（1～3年次） 1.2.2 対象児童への補習授業の提供（2～3年次） ❖ 補習授業対象児童の80%が授業の80%以上に出席する³⁰ ❖ 補習授業のポストテストで70%以上のスコアを達成する児童の割合³¹ （2年次：50%、3年次：70%） ❖ 補習授業の内容に「満足した」と回答する児童の割合 （2年次：80%、3年次：80%） <u>1.3 対象児童への就学支援環境が改善する</u> ❖ 補習授業対象児童のうち80%が、就学し公教育を継続して受けている（各年次末時点で継続している人数） ※母集団は障がい児を除く対象児童の数 1.3.1 対象児童へのリファール支援の提供（1～3年次） ❖ 研修を受けリファール支援を実施するカウンセラー数 （1～3年次：8人） 1.3.2 保護者への啓発研修セッションの実施（2～3年次） ❖ （インクルーシブ教育に関するセッションを含む）2つ以上の研修セッションに出席する補習授業児童の保護者数 （2～3年次：補習授業対象児童の保護者全体の60%） ❖ セッションにて学んだ、好ましい学習サポート等の習慣を実施する親の割合 （年度末の調査時点で、調査対象のセッション出席者の70%） 【成果2：障がいを持つ子どもが公教育に継続的にアクセスするための環境が整備され、基礎学力が向上する】 <u>2.1 障がいを持つ対象児童のための学校環境が整備される</u> 2.1.1 対象校におけるスロープ、多目的トイレ、特別支援教室（多様な障がいに対応する学習環境が整備された教室）の整備（1年次） ❖ 建設・修繕され、教育省の定める基準を満たす特別支援教室を有する学校の数（12校中12校） <u>2.2 障がいを持つ対象児童への就学支援環境が整備される</u> 2.2.1 特別支援教員・カウンセラー・教員の研修（1年次） ❖ 研修に80%以上出席した特別支援教員・カウンセラー・教員の数 （1年次：対象者の80%） ❖ 研修のポストテストでスコアが改善した参加者の割合 （1年次：対象者の80%） 2.2.2 対象校の教職員への啓発研修セッションの実施（1～3年次） ❖ 研修に80%以上出席した特別支援教員・カウンセラー・教員の数 （1～3年次：対象者の80%） ❖ セッションのポストテストでスコアが改善した参加者の割合 （1～3年次：対象者の80%）
----------------------------	--

30 対面授業で実施できるという前提での暫定的な数値であり、オンライン実施となった場合にはネット環境不備などの要因から出席率も下がる可能性がある。最終的な指標はエーザアセスメント後に確定する（2年次の申請書に記載）。

31 具体的な合格点（ここでは仮に70%としている）については、テスト作成時に決定する。

	2.2.3 障がいを持った対象児童へのリファール支援の提供（1～3 年次） ❖ 研修を受けリファール支援を実施するカウンセラー数（1～3 年次：8 人） 2.2.4 保護者へのインクルーシブ教育に係る啓発研修セッションの実施（2～3 年次） ❖ インクルーシブ教育に係る研修セッションに出席する補習授業児童の保護者数（指標は 1.3.2 参照） ❖ セッションにて学んだ、好ましい学習サポート等の習慣を実施する親の割合（年度末の調査時点で、調査対象のセッション出席者の 70%） <u>2.3 障がいを持つ対象児童への補習授業が提供される</u> 2.3.1 対象児童の選定（1～3 年次） 2.3.2 対象児童への補習授業の提供（2～3 年次） ❖ 対象の障がい児児童のうち 80%が就学し公教育を継続して受けている（各年次末時点で継続している人数） ❖ 補習授業の内容に「満足した」と回答する障がいを持つ児童の割合（2 年次：80%、3 年次：80%） 【成果 3：低学力児童、不就学児童、難民、障がいを持つ子どもを含む全ての児童に配慮した学校運営体制が強化され、対象地域にて知見が共有される】 <u>3.1 対象校における学校運営委員会が脆弱層の子どもに対する就学支援強化をリードする</u> 3.1.1 学校運営委員会の立ち上げ・研修（1 年次） 3.1.2 定例会の開催（1～3 年次） ❖ 定例会を毎月実施する学校数（2 年次：4 校中 4 校、3 年次：4 校中 4 校） <u>3.2 学校運営委員会による学校改善計画が見直され、計画に沿った活動が実施される</u> 3.2.1 学校運営委員会による学校改善計画の見直し（1～3 年次） 3.2.2 学校改善計画に沿った各種活動の実施（2～3 年次） ❖ インクルーシブな観点を取り入れた学校計画を策定し実施している学校数³²（2 年次：4 校中 4 校、3 年次：4 校中 4 校） <u>3.3 モデル校（対象校）での活動が教育局並びに周辺校と共有される</u> 3.3.1 モデル校における視察受入れ及び提携校との知見共有・意見交換会の実施（2～3 年次） ❖ 各提携校グループにおける視察・知見共有・意見交換会の実施回数（2 年次：4 回、3 年次：6 回） ❖ 視察・知見共有・意見交換会への提携周辺校からの参加人数（40 人：各校より 5 人×8 校）
（7）持続発展性	本事業では、事業の成果が事業終了後も継続的に出るよう、主に以下の 4 点に配慮する。 ● 公立学校教員・カウンセラーの起用：補習教育の実施において、公立学校で既に雇用されている教員及びカウンセラーを起用。補習授業の実施要員として選定された教職員への研修を実施し、WV の監督のもとで補習授業の実践を行うことで、公立学校教職員の能力強化や意識向上が見込め、インクルーシ

32 インクルーシブな観点を取り入れた学校計画の質的基準は規範化しがたいため、①ワールド・ビジョン内のインクルーシブ教育専門家に適宜助言を依頼する、または、②現地のインクルーシブ教育専門家に適宜学校運営委員会への参加を依頼し、策定される学校計画の質を担保する予定。

ブな教育が事業終了後も対象校で実施されることを目指す。活動継続のための費用を学校予算に組み込む可能性を検討するなど、対象校や教育省との協議を続け、地域と学校が協力した持続的体制の確立を目指す。

- 学校運営委員会の活性化と強化：成果3において、既に各公立学校に設立されている学校運営委員会の活性化及び体制強化を実施。脆弱層・障がい児に焦点を当てたインクルーシブ教育を学校運営の中に持続的に組み込むことが本事業の主な目的であり、その過程を通して、学校運営委員のモチベーションの向上や委員会の定例化も目指している。学校運営委員会の体制が強化されることで、学校が主体となってインクルーシブ教育が推進される機会が増え、事業終了後もそれが継続・拡大されることを期待する。
- 対象地域におけるインクルーシブ教育の気運・基盤の強化：成果2において、インクルーシブモデル校の教職員や補習対象児童の保護者・コミュニティに対して、障がい児への偏見を低減させるための意識啓発を行う計画である。また、成果3において、教育局や周辺校の教職員への各種研修や視察の受け入れなど、インクルーシブモデル校の知見を移譲するための工夫を取り入れている。これらの活動を通して、1～2年次に積み上げた学校運営及び現場レベルの知見が周辺校にも共有され、モデル校のみならず対象地域全体でインクルーシブ教育の気運・基盤が醸成されることを目指す。
- 本事業で整備する特別支援学級及び補習授業教室については、教育省・県教育局とWVの間で施設の維持管理に関する覚書(MoU)を締結する。その覚書において、施設の維持管理が省庁及び学校の責任のもと行われ、インクルーシブ教育の推進のために効果的に使用されることについても合意する。また、モデル校については学校運営委員会にて施設の維持管理について協議し、維持管理のための基金の設立の可能性についても協議する。